

# 10 患者補償をめぐるのチツソとの交渉

【チツソにきちんとしたつぐないをさせるまで、患者さんたちはどんな交渉をしてきたの？】

国は、水俣病が発見されてから12年たった1968年(昭和43)、「水俣病はチツソ工場の排水に含まれるメチル水銀が原因で起きた」とようやく認め、これを発表しました。

これを受けて、患者さんやその家族はチツソに補償を求めましたが、交渉はなかなか進みませんでした。そこで、1969年(昭和44)、患者やその家族はチツソを裁判所にうったえ、1973年(昭和48)に患者側のうったえを認める判決がだされました(水俣病第一次訴訟)。

日本の法律では、環境を汚した人がその費用を払うことになっているので、その後、水俣病と認められた人に対して、チツソがきちんと補償をすることになりました。

しかし、申請をしても水俣病と認められない人たちが、認定や補償を求めて、国や県やチツソと直接交渉をしたり、国や県の責任を追及する裁判が起こるなど、その後も長い間争いが続きました。

# 11 被害者への補償

【水俣病はどのようにして認定され、認定されたらどんな補償が受けられるの？  
また、認定されなくても受けられる補償があるの？】

自分が水俣病かもしれないと思う人が、熊本県か鹿児島県に水俣病と認めてほしいという申請をすると、水俣病と認めるか、認めないかの判断がなされます。水俣病と認定された人には、原因企業であるチツソから慰謝料や医療費、そのほかいろいろな手当などが支払われ、医療と生活の補償が行なわれています。

また、水俣病とは認定されないものの、水俣病が発生した当時、水俣病が発生した地域に住み、水俣湾やその周辺でとれた魚をたくさん食べていた、両手両足の感覚が鈍いなどの症状がある、という人たちに対しては、行政から医療費などが補助されています。これは、熊本県や鹿児島県が、住民の健康上の問題や不安に対応するために行なっているものです。(水俣病総合対策医療事業)

## 水俣病の認定申請から処分(認定・棄却)まで

